

## 栃木県造林事業補助金交付要領

平成元年6月20日付け林政第107号林務部長通知

(趣旨)

第1条 県の交付する造林事業補助金については、栃木県補助金等交付規則（昭和36年栃木県規則第33号。以下「規則」という。）、補助金等の名称等の告示（昭和47年栃木県告示第354号）及び栃木県造林補助事業実施要領（昭和48年8月18日付け造林第118号林務観光部長通知。以下「実施要領」という。）に規定するもののほか、この要領の定めるところによる。

(交付の目的等)

第2条 補助金の名称、目的、交付の対象である事務又は事業の内容、その交付率及び交付の相手方は、次表のとおりとし、予算の範囲内で交付する。

補助金等の名称	交付の目的	交付の対象である事務 又は事業の内容	交付率	交付の 相手方
造林事業補助金	民有林の有する機能に応じた森林整備を推進し、もって森林の有する多面的機能の維持増進を図る。	別表のとおり	別表のとおり	別表のとおり

(交付の申請)

第3条 補助金等の交付を受けようとする者が規則第4条の規定により提出する書類は次の表に定めるところによる。

提出すべき 申請書の名称	様式	部 数	申請書に添付す べき書類の名称	様式	部 数	提出 期限	提出 機関
造林事業補助金 交付申請書	規則の 別記様 式第1	1	実施要領に定める書類	実施要領 に定める 様式	1	実施要 領に定 める期 日	所管の環境森林 事務所又は森林 管理事務所

(補助条件)

第4条 規則第6条の規定による条件は、次に掲げるとおりとする。

- 1 補助事業を行うための契約であって、建設工事に係る補助事業については、栃木県建設工事等執行規則（昭和48年栃木県規則第62号）を準用し、その他の補助事業については、補助事業者等において定める場合はその定めるところにより、定めがない場合は契約の方法を明確にした書類（決裁機関、あるいは議決機関のあるものについては、決裁あるいは議決を経たもの）を整備しておくこと。
- 2 補助事業経費の使用簿については、簿冊を調製し、証ひょう書類を徴しておくこと。
- 3 知事が必要と認めて事業実施計画の変更若しくは設計の変更を命じ、又は事業実施について必要な事項を指示したときは、これに従うこと。

- 4 補助金の交付を受けた造林施行地は、十分な保育管理を行い、火災、虫害、その他の被害を被ったときには直ちに知事に報告すること。
- 5 補助金の交付を受け、開設した森林作業道は、十分な管理を行い、降雨等による被害を被ったときには直ちに知事に報告すること。
- 6 補助事業の施行地を当該補助事業の完了年度の翌年度から起算して、5年以内に森林及び森林作業道以外の用途へ転用する場合には、あらかじめ知事にその旨を届けること。
- 7 補助金の交付を受けた造林地は、投資の保全を図るため10年間森林保険に加入することを基本とする。ただし、環境の森機能強化事業および環境保全広葉樹林育成事業については、この限りではない。
- 8 知事は、前各号に定めるもののほか、補助金の交付の目的を達成するために必要な条件を付することがある。

(補助金の請求)

第5条 規則第18条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

提出すべき 請求書の名称	様式	部 数	請求書に添付す べき書類の名称	部 数	提出 期限	提出 機関
造林事業補助金 交付請求書	規則の 別記様 式第4	1	交付決定通知書の写し	1	交付決定 通知受理 後20日以 内	所管の環境森 林事務所又は 森林管理事務 所

附 則（平成9年5月1日付け造林第87号一部改正）

本要領は、平成9年度分の補助金から適用する。

ふるさと森林リフレッシュ事業補助金交付要領（平成4年8月19日付け造林第333-3号林務部長通知）は廃止する。

附 則（平成13年7月17日付け造林第301号一部改正）

本要領は、平成13年度分の補助金から適用する。

附 則（平成16年7月26日付け造林第162号一部改正）

本要領は、平成16年度分の補助金から適用する。

附 則（平成18年8月3日付け造林第197号一部改正）

本要領は、平成18年度分の補助金から適用する。

附 則（平成23年6月28日付け造林第170号一部改正）

本要領は、平成23年度分の補助金から適用する。

附 則（令和元年7月1日付け林木産第272号一部改正）

本要領は、令和元年度分の補助金から適用する。

栃木県森林作業道整備事業費補助金交付要領（平成23年6月30日林振第184号環境森林部長通知）は廃止する。

附 則（令和2年6月1日付け林木産第208号一部改正）

本要領は、令和2年度分の補助金から適用する。

附 則（令和3年6月1日付け林木産第225号一部改正）

本要領は、令和3年度分の補助金から適用する。

別表

事業区分	交付の対象である事務又は事業の内容	交付率	交付の相手方
第1 森林環境保全整備事業			
1 森林環境保全直接支援事業			
(1) 森林環境保全直接支援事業	<p>市町村、森林所有者（森林法第2条第2項に規定する森林所有者をいう。以下この項において同じ。）、森林組合等（森林組合、生産森林組合及び森林組合連合会をいう。以下この項において同じ。）、特定非営利活動法人等（森林法施行令第11条第7号に掲げる者をいう。以下この項において同じ。）、森林所有者団体（同条第8号に掲げるものをいう。以下この項において同じ。）、森林経営計画認定者（森林経営計画（森林法第11条第1項に規定する計画をいう。以下この項において同じ。）を作成し、当該計画について同条第5項の認定を受けた者をいう。以下この項において同じ。）特定間伐等実施者（特定間伐等促進計画（森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第5条第1項に規定する計画をいう。以下この項において同じ。）に特定間伐等の実施主体として定められたものをいう。以下この項において同じ。）又は民間事業者（森林経営管理法（平成30年法律第35号）第36条第2項の規定により都道府県が公表した民間事業者をいう。以下この項において同じ。）が森林環境保全整備事業実施要領（平成14年3月29日付け13林整第885号林野庁長官通知）及び栃木県造林補助事業実施要領（昭和48年8月18日付け造林第18号林務観光部長通知）に基づき行う次に掲げる事業に要する経費</p> <p>ア 人工造林又は樹下植栽等            (ア) 森林経営計画認定者が当該認定に係る森林経営計画に基づき行うもの、特定間伐等実施者が当該特定間伐等促進計画に基づき行うもの又は民間事業者が経営管理実施権配分計画に基づき行うもの（森林経営管理法第35条第1項に規定する計画において経営管理実施権の設定を受けた民間事業者が当該計画に基づき行うものをいう。以下この項において同じ。）</p> <p>(イ) (ア)以外のもの</p> <p>イ 下刈り又は倒木起こし            (ア) 森林経営計画認定者が当該認定に係る森林経営計画に基づき行うもの、特定間伐等実施者が当該特定間伐等促進計画に基づき行うもの又は民間事業者が経営管理実施権配分計画に基づき行うもの</p>	<p>市町村、森林所有者、森林組合等、特定非営利活動法人等、森林所有者団体、森林経営計画認定者、特定間伐等実施者及び民間事業者</p> <p>査定額（標準経費（知事が別に定める方法により求めた経費をいう。以下この項において同じ。）に事業ごとの査定係数の100分の1を乗じて得た額をいう。以下この項において同じ。）の10分の5.5（公益的機能別施業森林外針葉樹植栽（森林法第4条第2項第3号の3に規定する公益的機能別施業森林以外の森林における針葉樹植栽をいう。以下この項において同じ。）に係るものにあつては、10分の4）以内</p> <p>査定額の10分の4以内</p> <p>査定額の10分の4（ただし、平成26年度以前に低コスト植栽モデル事業により人工造林を実施した箇所は標準経費の10分の10、平成26年度から平成29年度に皆伐をした森林に針葉樹を植</p>	

	栽した箇所及び平成30年度に皆伐した森林で特定間伐等促進計画に基づき針葉樹を植栽した箇所に係る下刈りは10分の5) 以内
(イ) (ア)以外のもの	査定額の10分の4以内
ウ 枝打ち 森林経営計画認定者が当該認定に係る森林経営計画に基づき行うもの、特定間伐等実施者が当該特定間伐等促進計画に基づき行うもの又は民間事業者が経営管理実施権配分計画に基づき行うもの	査定額の10分の4以内
エ 除伐又は保育間伐 森林経営計画認定者が当該認定に係る森林経営計画に基づき行うもの、特定間伐等実施者が当該特定間伐等促進計画に基づき行うもの又は民間事業者が経営管理実施権配分計画に基づき行うもの	査定額の10分の4以内
オ 間伐又は更新伐 森林経営計画認定者が当該認定に係る森林経営計画に基づき行うもの、特定間伐等実施者が当該特定間伐等促進計画に基づき行うもの又は民間事業者が経営管理実施権配分計画に基づき行うもの（知事が別に定める要件を満たすものに限る。）	査定額の10分の4以内
カ 付帯施設等整備	査定額の10分の5以内（ただし、平成26年度以前に低コスト植栽モデル事業により人工造林を実施した箇所は標準経費の10分の10、平成26年度から平成29年度に皆伐をした森林に針葉樹を植栽した箇所及び平成30年度に皆伐した森林で特定間伐等促進計画に基づき針葉樹を植栽した箇所に係る忌避剤の実施は10分の5.5) 以内
キ 森林作業道整備	査定額の10分の4以内 （ただし、林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年5月24日法律第45号）第5条の認定を受けた者（「認定事業者」という。以下この項において同じ。）が行うものにあつては、令和3年度から令和7年度までに限り、査定額の10分の5以内とする。）
ク アからキまでに掲げる事業であつて、21世紀型先進林業地総合整備資金制度実施要綱（平成6年8月15日付け6林野企第125号農林水産事務次官通知）に基づき森林整備活性化資金の貸付けを受けて行うもの	査定額の10分の4.3（ア（ア）に掲げる事業（公益的機能別施業森林外針葉樹植栽に係るものを除く。）に係るものにあつては10分の5.8又はへに掲げる事業に係るものにあつては10分の5.3) 以内

(2) 環境の森林機能強化事業	市町村、森林組合等、特定非営利活動法人等又は民間事業者であつて、森林経営計画認定者、特定間伐等実施者又は経営管理実施権配分計画に基づき行う民間事業者であるもの（市町村にあつては森林所有者と森林整備に関する協定を締結したもの、森林経営管理法第4条の規定により市町村が経営管理権の設定を受けたもの、市町村以外の事業主体にあつては市町村及び森林所有者と森林整備に関する協定を締結したものに限る。）が森林環境保全整備事業実施要領及び栃木県造林補助事業実施要領に基づき行う人工造林、下刈り又は付帯施設等整備（事業主体が自ら所有する民有林で行うものを除く。）に要する経費	標準経費の10分の10以内	市町村、森林組合等、特定非営利活動法人等又は民間事業者であつて、森林経営計画認定者、特定間伐等実施者又は経営管理実施権配分計画に基づき行う民間事業者であるもの（市町村にあつては森林所有者と森林整備に関する協定を締結したもの、森林経営管理法第4条の規定により市町村が経営管理権の設定を受けたもの、市町村以外の事業主体にあつては市町村及び森林所有者と森林整備に関する協定を締結したものに限る。）
(3) 花粉発生源対策促進事業	市町村、森林所有者、森林組合等、特定非営利活動法人等、森林所有者団体、森林経営計画認定者、特定間伐等実施者又は民間事業者が森林環境保全整備事業実施要領及び栃木県造林補助事業実施要領に基づき行う人工造林又は樹下植栽等に要する経費	標準経費の10分の10（公益的機能別施業森林外針葉樹植栽に係るものにあつては、査定額の10分の4、新たに皆伐を完了した森林に植栽する人工造林にあつては、査定額の10分の5.5）以内	市町村、森林所有者、森林組合等、特定非営利活動法人等、森林所有者団体、森林経営計画認定者、特定間伐等実施者及び民間事業者
	ア 森林経営計画認定者が当該認定に係る森林経営計画に基づき行うもの、特定間伐等実施者が当該特定間伐等促進計画に基づき行うもの又は民間事業者が経営管理実施権配分計画に基づき行うもの	標準経費の10分の10（公益的機能別施業森林外針葉樹植栽に係るものにあつては、査定額の10分の4、新たに皆伐を完了した森林に植栽する人工造林にあつては、査定額の10分の5.5）以内	
	イ ア以外のもの	査定額の10分の4以内	
(4) 侵入竹対策事業	市町村、森林所有者、森林組合等、特定非営利活動法人等、森林所有者団体又は民間事業者であつて、森林経営計画認定者、特定間伐等実施者又は経営管理実施権配分計画に基づき行う民間事業者であるものが森林環境保全整備事業実施要領及び栃木県造林補助事業実施要領に基づき行う次に掲げる事業に要する経費	標準経費の10分の10以内	市町村、森林所有者、森林組合等、特定非営利活動法人等、森林所有者団体又は民間事業者であつて、森林経営計画認定者、特定間伐等実施者、経営管理実施権配分計画に基づき行う民間事業者
	ア 広葉樹林誘導型 人工造林、下刈り又は更新伐	標準経費の10分の10以内	
	イ 経営林誘導型 除伐、保育間伐又は間伐	査定額の10分の4以内	

2 特定森林再生事業

<p>(1) 森林緊急造成</p>	<p>市町村、森林組合等、特定非営利活動法人等又は民間事業者（市町村にあつては森林所有者と森林整備に関する協定を締結したもの、森林経営管理法第4条の規定により市町村が経営管理権の設定を受けたもの、市町村以外の事業主体にあつては市町村及び森林所有者と森林整備に関する協定を締結したものに限る。）が森林環境保全整備事業実施要領及び栃木県造林補助事業実施要領に基づき行う次に掲げる事業（事業主体が自ら所有する民有林で行うものを除く。）に要する経費</p> <p>ア 人工造林又は樹下植栽等</p> <p>イ 下刈り、倒木起こし、除伐</p> <p>ウ 付帯施設等整備</p> <p>エ 森林作業道整備</p>	<p>市町村、森林組合等、特定非営利活動法人等又は民間事業者（市町村にあつては森林所有者と森林整備に関する協定を締結したもの、森林経営管理法第4条の規定により市町村が経営管理権の設定を受けたもの、市町村以外の事業主体にあつては市町村及び森林所有者と森林整備に関する協定を締結したものに限る。）</p> <p>査定額の10分の5.5以内</p> <p>査定額の10分の4以内（ただし、市町村が行うものにあつては、査定額の10分の5以内とする。）</p> <p>査定額の10分の5以内</p> <p>査定額の10分の4以内（ただし、市町村が行うものにあつては、査定額の10分の5以内、認定事業者が行うものにあつては、令和3年度から令和7年度までに限り、査定額の10分の5以内とする。）</p>	<p>市町村、森林組合等、特定非営利活動法人等又は民間事業者（市町村にあつては森林所有者と森林整備に関する協定を締結したもの、森林経営管理法第4条の規定により市町村が経営管理権の設定を受けたもの、市町村以外の事業主体にあつては市町村及び森林所有者と森林整備に関する協定を締結したものに限る。）</p>
<p>(2) 環境の森林機能強化事業</p>	<p>市町村、森林組合等、特定非営利活動法人等又は民間事業者であつて、森林経営計画認定者、特定間伐等実施者又は経営管理実施権配分計画に基づき行う民間事業者であるもの（市町村にあつては森林所有者と森林整備に関する協定を締結したもの、森林経営管理法第4条の規定により市町村が経営管理権の設定を受けたもの、市町村以外の事業主体にあつては市町村及び森林所有者と森林整備に関する協定を締結したものに限る。）が森林環境保全整備事業実施要領及び栃木県造林補助事業実施要領に基づき行う人工造林、下刈り又は付帯施設等整備（事業主体が自ら所有する民有林で行うものを除く。）に要する経費</p>	<p>標準経費の10分の10以内</p>	<p>市町村、森林組合等、特定非営利活動法人等又は民間事業者であつて、森林経営計画認定者、特定間伐等実施者又は経営管理実施権配分計画に基づき行う民間事業者であるもの（市町村にあつては森林所有者と森林整備に関する協定を締結したもの、森林経営管理法第4条の規定により市町村が経営管理権の設定を受けたもの、市町村以外の事業主体にあつては市町村及び森林所有者と森林整備に関する協定を締結したものに限る。）</p>

(3) 花粉発生源対策促進事業	市町村、森林組合等、特定非営利活動法人等又は民間事業者（市町村にあっては森林所有者と森林整備に関する協定を締結したもの、森林経営管理法第4条の規定により市町村が経営管理権の設定を受けたもの、市町村以外の事業主体にあっては市町村及び森林所有者と森林整備に関する協定を締結したものに限る。）が森林環境保全整備事業実施要領及び栃木県造林補助事業実施要領に基づき行う人工造林又は樹下植栽等（事業主体が自ら所有する民有林で行うものを除く。）に要する経費	標準経費の10分の10（新たに皆伐を完了した森林に植栽する人工造林にあっては、査定額の10分の5.5）以内	市町村、森林組合等、特定非営利活動法人等又は民間事業者（市町村にあっては森林所有者と森林整備に関する協定を締結したもの、森林経営管理法第4条の規定により市町村が経営管理権の設定を受けたもの、市町村以外の事業主体にあっては市町村及び森林所有者と森林整備に関する協定を締結したものに限る。）
(4) 侵入竹対策事業	市町村、森林組合等、特定非営利活動法人等又は民間事業者（市町村にあっては森林所有者と森林整備に関する協定を締結したもの、森林経営管理法第4条の規定により市町村が経営管理権の設定を受けたもの、市町村以外の事業主体にあっては市町村及び森林所有者と森林整備に関する協定を締結したものに限る。）が森林環境保全整備事業実施要領及び栃木県造林補助事業実施要領に基づき行う次に掲げる事業（事業主体が自ら所有する民有林で行うものを除く。）に要する経費		市町村、森林組合等、特定非営利活動法人等又は民間事業者（市町村にあっては森林所有者と森林整備に関する協定を締結したもの、森林経営管理法第4条の規定により市町村が経営管理権の設定を受けたもの、市町村以外の事業主体にあっては市町村及び森林所有者と森林整備に関する協定を締結したものに限る。）
ア	広葉樹林誘導型 人工造林、下刈り	標準経費の10分の10以内	
イ	経営林誘導型 除伐	査定額の10分の4以内	
(5) 被害森林整備	市町村、森林組合等、特定非営利活動法人等、森林経営計画認定者又は民間事業者（市町村にあっては、自ら所有する森林において行うもの、森林所有者と森林整備に関する協定を締結したもの、森林経営管理法第4条の規定により市町村が経営管理権の設定を受けたもの、市町村以外の事業主体にあっては自ら所有する森林で実施するものでなく、市町村及び森林所有者と森林整備に関する協定を締結したものに限る。また、森林経営計画認定者にあっては、策定した計画の対象森林を含む林班内に存する森林において行うものに限る。）が森林環境保全整備事業実施要領及び栃木県造林補助事業実施要領に基づき行う次に掲げる事業に要する経費		市町村、森林組合等、特定非営利活動法人等、森林経営計画認定者又は民間事業者（市町村にあっては、自ら所有する森林において行うもの、森林所有者と森林整備に関する協定を締結したもの、森林経営管理法第4条の規定により市町村が経営管理権の設定を受けたもの、市町村以外の事業主体にあっては自ら所有する森林で実施するものでなく、市町村及び森林所有者と森林整備に関する協定を締結したものに限る。また、森林経営計画認定者にあっては、策定した計画の対象森林を含む林班内に存する森林において行うものに限る。）
ア	人工造林、樹下植栽等、付帯施設等整備又は森林保全再生整備	査定額の10分の5以内	
イ	下刈り、倒木起こし、枝打ち、除伐、保育間伐、更新伐	査定額の10分の4.5以内	
ウ	森林作業道整備	査定額の10分の4以内（ただし、認定事業者が行うものについては、令和3年度から令和7年度までに限り、査定額の10分の5以内とする。）	

(6) 重要インフラ施設周辺森林整備	市町村、森林組合等、特定非営利活動法人等又は民間事業者（市町村にあっては、自ら所有する森林以外で、森林所有者及び重要インフラ施設管理者と森林整備に関する協定を締結したもの、市町村以外の事業主体にあっては自ら所有する森林で実施するものでなく、市町村、重要インフラ施設管理者及び森林所有者と森林整備に関する協定を締結したものに限る。）が森林環境保全整備事業実施要領及び栃木県造林補助事業実施要領に基づき次に掲げる事業に要する経費		市町村、森林組合等、特定非営利活動法人等又は民間事業者（市町村にあっては、自ら所有する森林以外で、森林所有者及び重要インフラ施設管理者と森林整備に関する協定を締結したもの、市町村以外の事業主体にあっては自ら所有する森林で実施するものでなく、市町村、重要インフラ施設管理者及び森林所有者と森林整備に関する協定を締結したものに限る。）
	ア 人工造林、樹下植栽等	査定額の10分の5.5以内	
	イ 下刈り、倒木起こし、枝打ち、除伐、保育間伐、更新伐	査定額の10分の4以内（ただし、市町村が行うものにおいては、査定額の10分の5以内とする。）	
	ウ 付帯施設等整備	査定額の10分の5以内	
	エ 森林作業道整備	査定額の10分の4以内（ただし、市町村が行うものにおいては、査定額の10分の5以内、認定事業者が行うものにおいては、令和3年度から令和7年度までに限り、査定額の10分の5以内とする。）	
(7) 保全松林緊急保護整備	市町村、森林所有者、森林組合等、森林所有者団体、森林経営計画認定者又は民間事業者が森林環境保全整備事業実施要領、栃木県造林補助事業実施要領及び松くい虫被害対策事業実施要領（平成9年4月1日付け九林野造第82号林野庁長官通知）に基づき行う次に掲げる事業に要する経費		市町村、森林所有者、森林組合等、森林所有者団体、森林経営計画認定者又は民間事業者
	ア 保全松林健全化整備	標準経費の10分の10以内	
	イ 松林保護樹林帯造成 (ア) 人工造林	標準経費の10分の9（地ごしらえのうち知事が別に定めるものに係るものにおいては、10分の10）以内	
	(イ) 樹下植栽等、下刈り、倒木起こし、除伐、保育間伐又は付帯施設等整備 (ウ) 更新伐	標準経費の10分の9以内 標準経費の10分の10以内	
(8) 環境保全広葉樹林育成事業	市町村が森林環境保全整備事業実施要領、栃木県造林補助事業実施要領及び松くい虫被害対策事業実施要領（平成9年4月1日付け九林野造第82号林野庁長官通知）に基づき行う人工造林、樹下植栽等又は下刈り（森林所有者と森林整備に関する協定を締結したものに限る。）に要する経費	標準経費の10分の10以内	市町村（森林所有者と森林整備に関する協定を締結したものに限る。）



第2 農山漁村地域整備交付金

1 共生環境整備事業

(1) 森林空間 総合整備事業	市町村が農山漁村地域整備交付金実施要領 (平成22年4月1日付け21生畜第2045号、21 農振第2454号、21林整計第336号、21水港 第2724号農林水産省生産局長、農林水産省農 村振興局長、林野庁長官、水産庁長官通知) 及び栃木県造林補助事業実施要領に基づき行 う次に掲げる事業に要する経費		市町村
	ア 全体計画調査、付帯施設整備又は林内歩 道等整備	当該事業に要する経費の 10分の7以内	
	イ 共生環境整備	標準経費の10分の7(人 工造林(広葉樹植栽に限 る。)に係るものにあっ ては、10分の9)以内	
	ウ 用地等取得	当該事業に要する経費の 10分の4以内	
(2) 絆の森整 備事業	市町村、森林所有者、森林組合等、特定非 営利活動法人等、森林所有者団体、森林経営 計画認定者が農山漁村地域整備交付金実施要 領及び栃木県造林補助事業実施要領に基づき 行う次に掲げる事業に要する経費		市町村、森林所有 者、森林組合等、 特定非営利活動法 人等、森林所有者 団体、森林経営計 画認定者。ただし、 全体計画調査又は 用地等取得に係る 経費については、 市町村に限る。
	ア 全体計画調査、付帯施設整備又は林内歩 道等整備	当該事業に要する経費の 10分の7以内	
	イ 共生環境整備	標準経費の10分の7(人 工造林(広葉樹植栽に限 る。)に係るものにあっ ては、10分の9)以内	
	ウ 用地等取得	当該事業に要する経費の 10分の4以内	

2 機能回復整備事業

(1) 特定林地 改良	市町村、森林所有者、森林組合等又は森林 所有者団体が農山漁村地域整備交付金実施要 領及び栃木県造林補助事業実施要領に基づき 行う特定林地改良又は付帯施設等整備に要す る経費	標準経費の10分の8.5以内	市町村、森林所有 者、森林組合等及 び森林所有者の団 体
(2) 耕作放棄 地等森林造成	市町村が農山漁村地域整備交付金実施要領 及び栃木県造林補助事業実施要領に基づき行 う人工造林、樹下植栽等、下刈り、倒木起こ し、枝打ち、除伐、保育間伐、間伐、更新伐 又は付帯施設等整備に要する経費	査定額の10分の4以内	市町村
(3) 花粉発生 源対策促進事 業	市町村、森林所有者、森林組合等、特定非 営利活動法人等、森林所有者団体、森林経営 計画認定者又は特定間伐等実施者が農山漁村 地域整備交付金実施要領及び栃木県造林補助 事業実施要領に基づき行う次に掲げる事業に 要する経費		市町村、森林所有 者、森林組合等、 特定非営利活動法 人等、森林所有者 の団体、森林経営 計画等の認定を受 けた者、特定間伐 等促進計画におい て特定間伐等の実 施主体に位置付け られた者
	ア 花粉発生源植替え((ア)及び(イ)を一体的 に行うものに限る。) (ア) 立木の伐倒及び搬出集積  (イ) 地ごしらえ及び少花粉スギコンテナ 苗の植栽	査定額の10分の4以内  査定額の10分の5.5以内	

		イ 付帯施設等整備	査定額の10分の5以内
		ウ 森林作業道整備	査定額の10分の4以内 (ただし、認定事業体が行うものにあつては、令和3年度から令和7年度までに限り、査定額の10分の5以内とする。)